八街市農業災害対策利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和８年１１月９日

八　街　市　長　　北　村　　新　司

八街市告示第３５７号

八街市農業災害対策利子補給補助金交付要綱の一部を改正する告示

八街市農業災害対策利子補給補助金交付要綱（平成３０年告示第５３号）の一部を次のように改正する。

別表第１に次のように加える。

令和８年８月千葉豪雨、９月大雨及び台風２５号災害	経営安定施設復旧	令和８年８月１３日、同年８月１４日、同年９月６日、同年９月７日、同年９月２１日	令和９年３月３１日

別表第２に次のように加える。

令和８年８月千葉豪雨、９月大雨及び台風２５号災害	経営安定	被害農業者の経営の安定のために要する資金	１．９５％	７年以内	なし	災害により受けた被害認定額の８０％以内で１０万円以上６００万円以下
	施設復旧	被害農業者の施設の復旧のために要する資金		７年以内	２年以内	災害により受けた被害認定額の８０％以内で１０万円以上１，０００万円以下

附　則

この告示は、公示の日から施行する。